

## 【事例⑥】

[ソフト対策] (防災マニュアル作成の取組)

### 防災活動を段階別に区分したマニュアルの作成

施設名	とくぢ苑
施設種別	特別養護老人ホーム
所在地	山口県山口市徳地八坂1330
施設の概要	定員70名, ショート16床
建物の概要	鉄筋コンクリート造平屋建
立地の状況	浸水想定区域

#### [取組の概要]

特別養護老人ホームとくぢ苑では、施設の防災マニュアルのなかで、特に風水害については、気象情報等に基づく基準や行動等を段階別に区分し、定めている。

#### [取組の経緯]

施設は、佐波川沿いに立地している。また、主要道路は、唯一の橋を渡った対岸に位置しており、大雨等により、河川が氾濫した場合、施設が孤立することも懸念された。このことから、気象情報や周囲の状況を把握しながら、対応を図るマニュアルを策定することとした。



#### [取組の状況]

防災マニュアルのうち、自然災害については、突発的に被災した後に対応を要する地震や竜巻等と、時間的経過の中で対策を講じていく台風や長雨などの風水害とを区分して作成した。

特に、風水害については、大雨警報の発令や付近を流れる佐波川の状況などを把握して、それぞれの段階において、職員体制や行うべき防災行動等を定めている。

※ 施設の立地条件や施設利用者、職員数等によって、基準の設定や対応は異なりますので、自施設の状況に応じて検討してください。

# 佐波福祉会防災マニュアル（抜粋）

## 佐波福祉会 防災マニュアル 第1章 総論

### I 目的

本マニュアルは、特別養護老人ホーム、生活支援ハウスまなご、グループホームかじかの里、とくち苑デイサービスの防災計画について必要事項を定め、緊急時における災害の防止と人命及び財産の安全を図ることを目的として定める。

### II 適用範囲

災害の種類 火災、地震、台風・長雨による出水、土石流、地すべり等諸災害に対応するものとする。

対象者・施設 特別養護老人ホーム、生活支援ハウスまなご、グループホームかじかの里、とくち苑デイサービス、管理棟等施設内の総ての人・物を対象とする。

### III 災害時対応の共通事項

#### 体制及び権限

本マニュアルに基づく活動を円滑にするため、総括責任者、並びに実施責任者を置き、活動体制を編成する。

(1) 総括責任者は、計画の策定や災害に対する対応の決定権限を持ち、すべての責任を負うものとし、施設長とする。

(2) 実施責任者は、本マニュアルの実行についての権限を持つものとし、事務長とする。

(3) 職員は、本マニュアルにより対応するものとし、具体的な災害対策本部体制は別表に示すとおりとする。

#### 緊急避難場所

災害発生時の緊急避難場所として、八坂小学校、八坂公民館、石谷医院を指定する。

具体的には緊急時に福祉会本部及び市並びに地域防災機関と協議し、場所・避難人数等を決定する。

### IV 防災自主対策

#### ○自衛防災組織の整備訓練

本マニュアル、消防計画に則り、年2回の訓練を行う。

#### ○地域防災組織との情報交流及び訓練の実施

地域消防団との協議会を実施し、施設設備等の設置状況を説明するなど情報交流を行うとともに合同の防災訓練を実施する。

#### ○自家発電装置の設置

災害等による停電に備えて「施設用自家発電装置」を設置し、事業続行に可能な必要最小限度の電源の確保を図る。

#### ○防災用土嚢の設置

防災用の土嚢袋500枚、詰真砂4トンを常備する。

## 第2章 災害発生時の対応

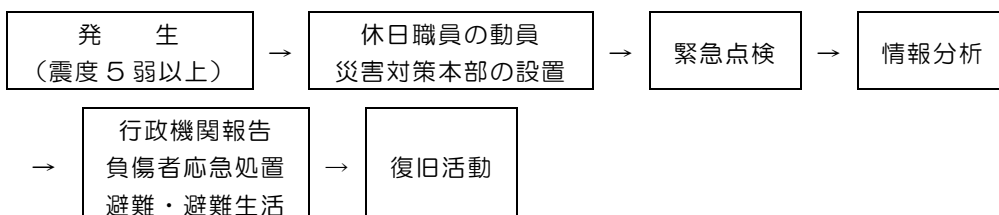
### 第1 火災の場合

消防計画により実施する。（後頁に添付） ※掲載省略

### 第2 震災の場合

（震度5弱以上の地震が発生した場合、地震被害の発生が予想される時）

#### I 平日の場合



## 1 災害対策本部の設置

- 地震（震度5弱以上）が発生すると、管理者を責任者とする災害対策本部（別表）を設置し、福祉会本部と連絡して、直ちに緊急点検を実施し、具体的対応を実施する。
- 具体的対応を実施するにあたり、福祉会本部及び地域防災機関と協議・連携して行うこととする。
- 休日職員への動員連絡は、『緊急・非常時連絡網』を持って行う。
- テレビ・ラジオ等の報道で被災の状況が推測される場合、職員は自主的に対策作業に出動するものとする。

## 2 緊急点検・処置 災害の点検、調査、報告

- 管理者は連絡道、電気、水道、ガス、機械室給湯設備等の点検を行い、被災の場合はその内容を調査し福祉会本部へ報告する。
- 管理者は入居者、利用者等の状況を把握するとともに施設の状況を調査し、福祉会本部に報告する。この場合入居者、利用者の安全確保、安全誘導を第1順とする。

## 3 行政等への報告

- 管理者は、苑内の状況を福祉会本部及び市・県並びに関係機関に報告し、災害の状況に応じて適宜、応援等の要請を行う。

## 4 負傷者等への対応

- 負傷者が発生した場合直ちに看護職員により応急救護班を施設内に設置し、負傷者が出た場合嘱託医に連絡するとともに負傷者の応急処置を行い、程度によって消防救急隊の要請等適切な対応を行う。
- 負傷者が多数且つ重症の場合は消防救助隊に連絡するとともに医師の派遣を要請する。

## 5 避難時の対応

- 利用者の自宅送りを基本とするが、被害の状況により避難の是非は福祉会本部と協議し管理者が決定する。管理者は、被災の状況を福祉会本部又は市・県並びに関係機関に報告・協議し、施設避難または他の避難場所の受け入れ先を決定する。
- 管理者は必要に応じ福祉会本部と協議し、救援の要請を行う。
- 避難は怪我の状態、介護度等を考慮し、看護師の指示により、全職員・全車両並びに地域防災機関、ボランティア等の協力を得て行う。
- 避難先への介護必要物品の輸送も前項の規程に準じて行う。

## 6 避難先での対応

- 管理者は福祉会本部と協議し、職員を避難場所に配置する。
- 職員は担当のケアマネ及び家族と相談し、介護の実施に努める。
- 食事に関することは福祉会本部の指示に従う。
- 管理者及び職員は、避難先での利用者の情報収集に努め、福祉会本部へ連絡し、指示を受ける。
- 管理者及び職員は、福祉会本部と協議し、市・県並びに外部機関（地域ボランティア、地域防災機関）等との情報交換、物資の調達、カウンセラの配置等に努め、利用者の不安の解消に努める。

## 7 復旧作業等の対応

- 本体設備以外の器具、物品の破損、飛散等については、職員により片付けを行う。
- 施設設備本体に亀裂等の損傷が見られる場合は、山口市役所に連絡する。
- 職員等による施設の修復作業は室内の器具備品の片づけ等に限り、設備備品等については福祉会本部と協議し、専門家の点検調査を受けた後、保険会社・保守委託業者等とも協議し、専門業者により実施する。
- 道路、電気・水道・ガス等の復旧作業は福祉会本部と協議し、市・県及び保守委託業者とも協議し、早期の復旧を図る。

## II 休日・夜間の場合

### 1 災害対策本部の設置と職員の動員

- 震度5弱以上の地震が発生した場合、管理者は福祉会本部と協議し、必要な場合は災害対策本部を設置する。
- 電話等のライフラインが閉ざされることも予想されるので、震度5弱以上の地震が発生した場合、職員は自主的に出動するものとする。

## 2 緊急点検・処置作業

- 管理者及び職員は、入居者・利用者の状況を把握し、福祉本部に報告する。
- 管理者及び職員は、発生後速やかに、施設の点検等を行い、福祉本部へ報告する。

## 3 災害の調査・報告・応援の要請

- 管理者及び職員は、被害の状況等を把握、整理し、随時福祉本部、または、山口市・県並びに地域防災機関等に報告するとともに、必要な応援を要請する。

## 4 復旧作業等の対応

- 平日時の対応に準じて行う。

## 5 避難時の対応

- 避難は、施設長、事務長等責任者の出勤を待って行う。ただし、緊急な避難が必要な場合、又は、責任者の出勤が遅れる場合、また、連絡が不能な場合は、地域防災機関の指揮者、または、自らの判断により、避難の開始を行う。
- 避難の方法は、平日時の要領に準じて、行う。

## 6 避難先での対応 食事・衣類

- 平日時の対応に準じて、行う。

## 7 復旧作業等の対応

- 平日時の対応に準じて、行う。

### 第3 風水害（土石流・がけ崩れを含む）の場合

風水害の発生は、台風及び長雨による集中豪雨が起因する。この場合、災害発生まで事象の積み重ねと時間の経過があるため、状況を5段階に分け、それぞれの対応する基準を定めるものとする。また、極稀に竜巻等の突風による被害もあるが、これらによるものは、予想がつき難く、震災等に類似するので、震災時の対応で行うこととし、ここでは台風及び集中豪雨に対してのマニュアルとする。

#### 風水害の防災活動

段階	風雨の強度の状況 【○は台風の場合】	職員の対応		防災活動
		平日	休日夜間	
1	大雨警報の発令 (大型台風の県内接近)	県外出張中止等 行動規制	自宅待機	情報の収集 防災体制の確認
2	長雨による佐波川ダムの 放流  (大型台風の中心部が通 過予想)	川の水位の監視 堤防の巡視	管理者は水位の 確認 (市設置の監視 カメラ情報の利 用等)	情報の収集 職員への連絡体制の確認 地下部の水位の監視 テイスサービス事業の中止の検討 (敷地内の物品の収納整理)
3	放流後も長雨(強雨)の 連続 地下部の浸水	災害対策本部の設置 職員に出勤要請		川の水位の監視 土石流・がけ崩れの監視 防災機関(市・消防団等)との連携 避難場所等の調整 テイスサービス事業の中止
4	避難勧告 (台風被害発生)	全職員に出勤要請 災害対策活動実施		避難開始 施設防御作業の実施
5	避難指示	全職員避難活動実施		直ちに全員避難
帰宅作業及び避難不能の場合		施設外防御・施設内避難体制を整え、施設内避難とする		

#### 1 災害対策本部の設置

台風・長雨により、大雨警報が出され、佐波川の水位の上昇が続く危険がある場合、施設長・事務長等と協議、又は、管理者の判断で、災害対策本部を設置する。

情報の収集、職員の動員、対策業務、避難、復旧活動について、その対応指針を示す。

## 2 段階の基準・情報の収集 気象情報

情報の収集は、気象庁による情報、市・県並びに地域防災機関等の情報による。

- 第1段階 気象庁の気象情報に大雨警報が出された場合。
- 第2段階 大雨警報が続き、佐波川ダム放流サイレンが鳴る場合
- 第3段階 第2段階の後、気象情報、防災無線等により、今後も降雨が連続する恐れがある場合。  
佐波川の増水が異常状態の場合。
- 第4段階 当地域に避難勧告が出された場合。
- 第5段階 避難指示が出された場合。

## 3 職員動員の基準

- 第1段階 管理者は県外出張を中止する。また、休日夜間の場合は、所在を明らかにし、待機する。
- 第2段階 管理者は、佐波川の水位の動向を観察し、必要に応じ、職員に待機体制を命じる。休日夜間の場合、市の監視カメラの情報等を聴取し、必要な場合は、出動する。
- 第3段階 災害対策本部を設置し、職員に災害対策体制をとらせる。夜間休日の場合、職員の出動を要請する。
- 第4段階 全職員が災害対策体制に入り、法人本部と協議し、具体的対策に当たる。
- 第5段階 同上

## 4 対策業務

- 第1段階 情報の収集、体制の確認
- 第2段階 情報の収集、職員への連絡体制の確認、防災資材の確認、車輛等の確認、点検。  
デイサービス事業の中止の検討（遠隔地、辺地等の利用者）増水の危険がある場合の車輛移動。
- 第3段階 指揮班は、災害対策本部の設置、水位の監視、土石流、がけ崩れ危険現場の監視、市並びに地域防災機関との連携確認、避難の準備、避難における必要事項（避難用具、手段、職員、避難先での必要事項）場所の調整、防災資材の準備（土嚢詰め）避難場所、避難車輛用具等の計画配備。  
強雨が連続の場合デイサービス事業を中止し、全利用者の帰宅作業開始。
- 第4段階 非難活動の開始、市並びに地域防災機関への支援の要請、避難場所の確認、避難車輛用具等の確認、必要物品の確認、避難開始。  
施設の施錠の確認。
- 第5段階 職員、地区防災機関、地区ボランティア等全員が入居者、利用者の避難作業に当り、直ちに全員避難を完了する。

## 5 施設内避難

まなご橋の通行不能、道路の決壊、浸水等で避難が不能になり、人が取り残された場合、施設防御、施設内避難体制をとり、救助を待つ。

- 避難場所 まなご、かじかの里、特養入居者、利用者全員特養ユニット4丁目のホールを避難場所とする。
- 施設防御 施設内の浸水を防ぐため、全窓、ドア、扉を閉める。  
防火扉をとじる。  
可能な場合は、土嚢を入口に積み補強する。

## 6 避難時の対応 避難行動、使用車輛、建物防護等

地震時の対応に準じて、行う。

## 7 避難先での対応 食事・衣類等

地震時の対応に準じて、行う。

## 8 復旧に向けての対応 浸水時 生活水、ライフラインの確認

被災の度合いにより、市・保健所等の指導により復旧作業を行う。  
身近な物品を除いては、専門業者の元手の復旧作業を原則とする。

緊急時の連絡先（行政機関）

○ 佐波福祉会災害対策本部 0835-56-1306

火災の場合

事 象	山口市	県
通報	防府消防署 TEL 119	
避難協議		長寿社会課 TEL 083-933-2793

震災の場合

事 象	山口市	県
通報	市防災危機管理課 TEL 083-934-2723	長寿社会課 TEL 083-933-2793
避難協議		//
救援要請活動		//

風水害の場合

事 象	山口市	県
通報	徳地総合支所施設管理課 TEL 52-1112	長寿社会課 TEL 083-933-2793
堤防越流の危険		
避難協議		//
救援要請		//

土砂災害の場合

事 象	山口市	県
通報	道路河川管理課 TEL 083-934-2835	長寿社会課 TEL 083+933-2793

山口市役所徳地総合支所施設管理課 TEL 52-1112

別 表

災害対策本部体制

本部隊の編成		任 務
総括責任者	災害対策本部長 管理者（施設長）	計画策定、対策の決定等総合的に決定する。
実施責任者	災害対策隊長 管理者（事務長）	決定に基づき、マニュアルにより対策を実行する。
指揮・通信班	班長 管理者の指名 する職員 （事務長） 班員 事務職員	災害対策隊長任務の補佐 災害対策本部の設置 情報の収集、決定事項、情報等の伝達 地区防災機関との連絡調整・要請 各班への情報、決定事項の伝達 その他必要事項
施設・帰宅作業班	班長 管理者の指名 する職員 （各管理者） 班員 介護職員	利用者の安全確認、保護 施設物品の確認 本部への情報の伝達 帰宅作業の方法手段等の確認・実行 避難先での利用者の介護 その他必要事項
応急救護班	班長 看護職員 班員 介護職員 （看護職員）	応急救護所の設置 負傷者の応急処置 救急隊との連携及び情報の提供 その他必要事項

休日・夜間時の災害対策本部

通報・連絡班	特 養 まなご かじか	勤務職員 勤務職員・宿日直者
指揮者 施設長 （特養 宿日直者）		
施設 避難誘導班	特 養 まなご かじか	勤務職員 勤務職員・宿日直者 勤務職員